

平成30年8月10日

懲戒処分について

原村は、地方公務員法第29条第1項及び職員の懲戒に関する条例に基づき、下記のとおり職員を処分したので、お知らせいたします。

記

1 事案の概要

原村では、飲食を伴う費用(懇親会や情報交換会など)については、職員は、支出が認められておらず、また、非常勤の特別職は、2,000円を上限に支給できることとされていますが、今回の事案は、飲食を伴う情報交換会費用を不正に受給したものです。

なお、返還すべき金額42,500円はすべて完納。

2 被処分者

主幹 男性 50 歳代

3 処分量定

「停職3月」平成30年8月13日から平成30年11月12日

4 処分日

平成30年8月10日

5 その他

当時の担当課長 厳重注意

この度の村職員の懲戒処分により、住民の皆様の信頼を大きく損ねる事態となりましたことは誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

村の決まりに従わない不適正な事務処理について、決して許される行為ではありません。

常日頃より法令等遵守の徹底については、これまでもあらゆる機会を通じて注意、指導してきたところであります。

しかしながら、このような事態が発生したことは非常に残念であり、このことを重く受け止め、今後は、再びこのような事態が発生することのないよう、改めて全職員への指導を徹底するとともに、村職員としての自覚と責任の意識啓発に努め、住民の皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んで参ります。

原村長 五味 武雄